

特別養護老人ホーム 浅川苑 サービス利用料金表

令和8年8月1日改定

*月額額は30日で計算しています

		項 目	日 額	月 額*	備 考	
介護保険	基本	要介護度 1	629 円	18,870 円		
		要介護度 2	703 円	21,090 円		
		要介護度 3	781 円	23,430 円		
		要介護度 4	856 円	25,680 円		
		要介護度 5	930 円	27,900 円		
	加算	初期加算	32 円			
		安全対策体制加算	21 円		入所時に 1 回限り	
		個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12 円	360 円		
		個別機能訓練加算 (Ⅱ)	＝ 円	21 円	対象者のみ	
		精神科医療養指導管理加算	5 円	150 円		
		看護体制加算 (Ⅰ)	4 円	120 円		
		看護体制加算 (Ⅱ)	8 円	240 円		
		夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	17 円	510 円		
		生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		10 円		
		科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	＝ 円	53 円		
		口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	＝ 円	117 円	対象者のみ (R6年7月1日～)	
		褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	＝ 円	3 円	対象者のみ	
		排泄支援加算 (Ⅰ)	＝ 円	10 円	対象者のみ	
		療養食加算	6 円	180 円	対象者のみ	
		配置医師緊急時対応加算			対象者のみ 金額は重要事項説明書に記載	
		若年性認知症受入加算	128 円	3,840 円	対象者のみ	
		日常生活継続支援加算 (Ⅰ)	38 円	1,140 円		
		協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	＝ 円	54 円		
		看取り介護加算	76～ 1367 円	＝ 円	対象者のみ 看取りの日数により金額が変動します。	
		介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	3785円 (介 Ⅰ) ～5374円 (介 5) *		*月額 月の保険請求総額の14%が加算となります。	
介護保険外	居住費	第1段階	0 円	0 円	個室 (日額) 380円	個室 (月額) 11400円
		第2段階	430 円	12,900 円	480円	14400円
		第3段階①	430 円	12,900 円	880円	26400円
		第3段階②	530 円	15,900 円	980円	29400円
		第4段階	915 円	27,450 円	1231円	36930円
	食費 (※1)	第1段階	300 円	9,000 円	食材料費、食事提供費、 調理人件費、調理水光熱費等	
		第2段階	390 円	11,700 円		
		第3段階①	680 円	20,400 円		
		第3段階②	1,420 円	42,600 円		
		第4段階	1,585 円	47,550 円		
	日用品費 (※2)	Aパック	200 円	6,000 円		
		Bパック	220 円	6,600 円		
		Cパック	250 円	7,500 円		
	その他		実費		ご利用者・ご家族の希望により請求します。	

(※1) 食費：実際に食べた食事代を
ご請求いたします。

(内訳)	
朝 食：	500円
昼 食：	545円
夕 食：	540円
合 計	1,585円

(※2) 日用品費：パック内容は以下の通りです

A・B・C共通のパック内容		異なるパック内容
バスタオル	ボックスティッシュ	Aパックは歯ブラシ
フェイスタオル (入浴用)	保溫剤	Bパックは歯ブラシと入れ歯洗浄剤
フェイスタオル (洗顔用)	綿棒	Cパックはスポンジブラシ

特別養護老人ホーム入所申込みから入所までの流れ

入所を希望する施設を見学し、施設職員から入所取扱基準等について説明を受けてください(必須)

〔見学の際は、施設の相談員へ事前に連絡してから訪問してください〕

<入所申込み>

- ①介護老人福祉施設入所申込書
- ②介護保険被保険者証の写し

申込者が直接施設に提出

※申込内容に変更がある場合は、再申込みをしてください

<基本情報調査及び介護状況調査>以下の指標を点数化します

～ 基本情報調査 ～

■「介護の必要の程度」

○要介護度 ○認知症に伴う問題行動の有無

■「介護提供の環境や困難度」

○介護者の有無とその状況 ○介護を手伝う者の有無 ○住宅の状況

～ 介護状況調査 ～

■「在宅介護の状況」

○在宅サービス利用率 ○在宅介護期間

■「施設等に入所・入院中の状況」

○基準点 ○在宅介護期間 ○現施設の入所・入院期間

○全継続する施設等への入所・入院期間

■「本人・介護者の状況、その他」(入所検討委員会にて評点)



要介護3以上

要介護2以下
(施設は、特例入所に該当するか市に意見を求めます。)

日 野 市

特例入所の可否を判断します。

特例入所該当者

特例入所非該当者

申込不可

<入所検討委員会>

施設関係者等による合議制の会議により入所の優先度を決定します。
評価結果に基づき、入所希望者はA判定(優先度の高い方)又はB判定(それ以外の方)のいずれかに分類されます。
※施設は、必要に応じて日野市に改めて意見を求めます。

■入所検討委員会における判定結果は、施設から申込者に郵送で通知されます。



各施設にて行う面接や入所判定会議等を経て、
入所者を決定します。